

NeObit Secure Line 利用規約

第1章 総則

第1条(約款の適用)

1. 株式会社アイ・イーグループ(以下「当社」といいます)は、この契約約款(以下「本約款」といいます)に基づき、NeObit Secure Line(以下「本サービス」といいます)を契約者に提供します。
2. 当社が本約款の他に別途定める個別サービスの利用規約並びにその他個別サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知は、名目の如何にかかわらず、本約款の一部を構成し、本サービスに適用されます。
3. 契約者が本サービスを利用するには、本約款の他、利用する個別サービスの種類に応じて、各電気通信事業者の定める契約約款、利用規則、利用条件等に同意の上利用することとなります。

第2条(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス
本約款に基づき当社がプラットフォーム・サービスとして契約者に提供するサービス
- (2) 契約者
本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約
本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等
利用契約及び本約款
- (5) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア、及び当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (7) 消費税等
消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

第3条(通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を当社のホームページに掲載する方法又は契約者への電子メールによる通知など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を当社のホームページへの掲載の方法又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に、通知が行われたものとします。
3. 当社は、契約者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(利用契約の単位)

当社は、別途定める個別サービスごとに利用契約を締結するものとします。

第2章 利用契約の締結等

第5条(本サービスの利用の申込み)

利用契約の申込みを希望する者(以下「申込者」といいます)は、本約款の内容に同意の上、当社所

定の手続きに従い本サービスの利用の申込みを行うものとします。但し、やむを得ない場合で当社が特に認めたときに限り、他の方法で申込みを受付する場合があります。

第6条(利用契約の承諾・成立)

1. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受付した順序に従って承諾します。
2. 当社は、申込者の申込みを当社の任意の基準及び判断により審査するものとし、前項の規定にかかわらず、次の各号で定める場合には、理由を提示することなく利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき、又は本サービスに関わる業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (2) 申込者が、本サービスの利用料金の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき
 - (3) 申込者が、第33条の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は契約の解除を受けたことがあるとき
 - (4) 申込者が、申込みにあたり虚偽の内容を届出て、申込みしたとき
 - (5) 申込者が、第24条に定める行為をする虞がある場合、又は第39条に定める反社会的勢力に該当すると当社が判断したとき
 - (6) その他当社が本サービスの契約者として適当でないと判断した場合
3. 利用契約は、当社が申込者からの利用契約の申込みを承諾した時点で、契約者が本約款の全ての内容に同意したものとみなした上、成立します。但し、当社から明示的な承諾の意思表示がない場合であっても、当社が申込者に対して、当社所定の方法により、申込者に対して本サービスの利用開始日及び利用料金の請求開始日にかかる通知を申込者に発した場合、当社によるその行為をもって、当社による承諾はされたものとみなし、利用契約は当社と申込者の間で成立するものとします。

第7条(契約者の登録情報等の変更)

1. 契約者は、自らの氏名若しくはその名称、住所、電話番号、E-mail アドレス、本サービスの利用料金の支払いに関する内容その他当社へ届出を行った情報（以下「登録情報」といいます）を変更するときは、可能な限り事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。
2. 契約者である法人の合併又は会社分割により契約者の地位が承継されたときは、当該地位を承継した者は、当社に対して速やかに契約者の契約上の地位の承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出なければならないものとします。
3. 前各項の届出がなかったことで契約者が当社からの通知が到達しなかったことにより生じた損害及び通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第8条(契約者からの解約)

1. 契約者からの本サービスの利用契約の解約は、当社との間で特段の定めがある場合を除き、毎月末日（以下本条において「解約日」といいます）をもって解約を行うことができるものとします。
2. 契約者は、解約を希望する場合には、当社に対し解約申請月の25日まで（なお、営業日とは、土日祝祭日を除く、当社指定の営業日をいいます。）に、当社所定の方式にて解約の申請を行わなければならないものとします。当該期日以後に解約の申入れがなされた場合、当社は解約申請月の翌月末日をもって解約を行うものとします。
3. 契約者が利用契約を解約する場合、解約日の翌日から契約者は本サービスを使用できないものとします。
4. 本条に基づき利用契約の解約を行う場合、解約日時点において発生している利用料その他の債務の履行は、第4章（利用料金）の各条項の定めに基づきなされるものとします。

第9条(当社からの解約)

1. 当社は、契約者との利用契約締結後、契約者が第6条第2項各号又は第33条第1項各号のいずれ

か一つに該当することが明らかになった場合、その利用契約を即時解約できるものとします。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知又は催告しない場合があります。

第10条(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第33条第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金の債務不履行その他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかによる本サービスの提供停止により、契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第11条(契約期間)

1. 本サービスの最低契約期間は、料金表に定めるところによるものとします。サービスを提供するにあたり、当社と、当社が本サービスを契約者に対して提供するために当社の提携事業者（電気通信事業者を含みます。）との間で締結している契約が理由の如何を問わず終了した場合、当該終了日をもって、本サービスの提供を終了いたします。
2. 本サービスの最低契約期間内に、理由の如何によらず、本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は当社に対して、当社が料金表に定める契約解除料を、本サービスの利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
3. 契約期間に関する定めが料金表にある場合、契約期間は料金表の定めに従うものとし、最低契約期間とは別に契約期間の定めが料金表にない場合、本サービスの契約期間は契約者による解約手続きが完了した月の末日までとなります。

第3章 本サービスの内容・提供条件等

第12条(本サービスの内容)

1. 当社が提供する本サービスは、Hong Kong UCLLOUDLINK Network Technology ltd.（以下UCL）のクラウドSIM通信技術を活用したインターネット回線の冗長化サービスです。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第36条第6項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第13条(本サービスの利用条件)

1. 契約者は、本サービスにおいて当社から提供を受けた役務、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

第14条(サービスの品質保証又は保証の限定)

1. 当社は、本サービスについてその可用性、遅延時間その他サービスの品質について保証するものではありません。当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
2. 契約者は、インターネットおよびコンピューターに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体が高度に複雑であること等に鑑みて、現在の一般的技術水準をもっては、当社が本サービスについて契約の内容に適合することを必ず保証することができないことについてあらかじめ了承するものとします。
3. 当社は、契約者が当社指定以外の通信手段を用いて本サービスを利用した場合、当該利用によるサービスの品質の保証及びその利用結果について何ら一切の保証を行わず、また、当該利用により生じた損害について、債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合を除き賠償する責任を何ら一切負わないものとします。
4. 第三者によって契約者設備を用いて利用契約に基づく本サービスが利用された場合、契約者設備を用いて本サービスを利用した場合の行為は、全て契約者設備を用いた契約者の行為とみなすものとし、契約者は当該行為について一切の責任を負うものとします。なお、第三者による当該利用により契約者又は第三者に生じた損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
5. 本サービスにおいては、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の本サービスへの接続が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく本サービスへの接続を制限する場合があります。

第4章 利用料金

第15条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金及びその算定方法等は、別紙のとおりとします。なお、当社は、社会的・経済的情勢の変動等その他の理由により利用料金の改定（単価・算定方法の変更等その他本サービスの利用料金に関わる変更をいいます。）が必要と判断した場合には、事前に新たな単価・算定方法等の内容及びその適用開始日を書面、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法等その他当社が適当と判断した方法により契約者に通知し、利用契約に基づく利用料金の改定を行うことができるものとします。

第16条(利用料金の支払方法)

本サービスの利用料金の支払方法等は、別紙のとおりとします。

第17条(利用料金の支払義務)

1. 契約者は、請求開始日から利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等相当額を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第30条に定める本サービス提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等相当額の支払を要します。
3. 第33条の規定に基づく利用の停止があつたときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等相当額の支払を要します。
4. 当社は、いかなる場合においても利用料金の日割計算を行わず、月単位で利用料金を計算するものとします。
5. 利用料金の支払いについて、契約者と当社又は、その他の第三者との間に生じる問題を理由として、契約者が支払を拒む場合には、当社は当該紛争期間中、本サービスを一切提供しないものとします。
6. 当社は、第35条に定める場合を除き、契約者が当社に対して支払った利用料金を、理由の如何に関わらず、一切返金しないものとします。

第18条(初期登録料の扱い)

契約者は、当社に本サービスの申込みをし、その承諾を受けたとき（第6条第3項但書に定める、当社が承諾したとみなす要件を満たした場合を含みます。）は、当社に初期登録料を支払うものとします。

第19条(債権の譲渡)

1. 当社は、利用契約に基づき契約者に対して有する債権の全部又は一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、契約者は予め当該譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はその全てを含みます。）に同意するものとします。
2. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種利用料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が契約者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、）等において明らかにする目的により、利用料金の支払状況等その他の利用契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべての契約者の情報について、相手方への提供又は共同利用をすることができるものとし、契約者は予めこれに同意するものとします。

第20条(利用料金の請求明細)

当社は、当月分の利用料金の請求明細を本サービス上において、翌月20日までに契約者に通知するものとします。契約者は、当該請求明細の内容を、当該利用料金の支払期日までに確認の上、請求明細の内容について不一致又は疑義がある場合には、当該利用料金の支払期日までに当社に対して申し出なければならないものとします。

第5章 契約者の義務等

第21条(自己責任の原則)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（第16条第4項に基づく契約者による利用又は行為とみなされる第三者の利用や行為を含み、以下同様とします。）その結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同様とします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者がその故意又は過失により当社又は第三者に損害を被らせたときは、契約者に当該損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含みますがこれに限定されないものとします。）の賠償を請求することができます。
5. 契約者は、本サービスを經由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「他者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その支持に従うとともに、他者ネットワークを利用して第24条各号に該当する行為を行わないものとします。
6. 当社は、本サービス經由による他者ネットワークの利用に関しいかなる責任も負いません。
7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第22条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に際して、次の各号に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます。）を行ってはならないものとします。なお、以下の行為に該当するか否かについて、当社は、自らの判断で、その該当性を判断し認定することができます。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、又は第三者に不利益を与える行為
- (3) 本サービスを、当社が指定する接続先以外へ接続して通信する行為、又は当社が別途承諾した行為以外の営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- (4) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (6) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (8) わいせつ(性的好奇心を喚起する画像、文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信若しくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
- (11) 申込にあたって虚偽の事項を記載する行為
- (12) 他の第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (13) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (14) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (15) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (16) 不正アクセスやクラッキングに相当する行為
- (17) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (18) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務付けられている場合に、当該手続きを履行せずその他当該法令に違反する行為
- (19) 前各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他の第三者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (20) 前各号の他、当社が合理的な理由に基づき不相当であると判断する行為

第6章 当社の義務等

第23条(当社の管理責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するよう努めます。

第24条(本サービス用設備等の障害等及び第三者への委託)

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービスに障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス復旧します。

3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業その他、当社が契約者に対し本サービスを提供するための業務の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を、契約者の事前の承諾又は契約者への通知を行うことなく、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第25条(通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、使用又は保存します。但し、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、予め契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法又は通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分、命令、法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲で金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が第24条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合において、当社の当該妨害行為への対応として通信の秘密に属する情報の一部を提供することが、正当防衛又は緊急避難に該当すると客観的かつ合理的に判断し得る場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を妨害阻止のために必要な相手に提供することができます。

第26条(契約者情報等の保護)

1. 当社は、契約者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(以下総称して「契約者情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
2. 当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者本人以外の者に開示又は提供しないものとし、以下の各号に該当する場合を除いて利用しないものとします。
 - (1) 本サービスを提供する場合(利用料金に関する請求を行う場合を含みます。)
 - (2) 本約款又は本サービスの変更に関する案内をする場合
 - (3) 本サービスに関し緊急連絡を要する場合
 - (4) 当社や、当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社及び関連会社(以下「当社グループ会社」といいます。)が取り扱う各種商材に関する案内・広告宣伝をする場合
 - (5) 当社及び当社グループ会社が、キャンペーン又はアンケートを実施する場合
 - (6) マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合
 - (7) 当社グループ会社及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合
 - (8) 法令の規定に基づく場合
 - (9) 契約者から事前の同意を得た場合
3. 契約者は、前項のほか、当社が本サービスの提供に伴い取得した契約者情報等及び前条第1項に規定する通信の秘密を、当社が別途公表する個人情報保護方針(それに類するプライバシーポリシー等の規定及びそれらの規定が変更された物を含むものとし、以下「個人情報保護方針」といいます。)の規定の通り取り扱うこと、並びに当社グループ会社に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表する個人情報保護方針の規定の通り取り扱うことについて、予め確認・承諾するものとし

ます。

4. 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。この個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が優先するものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第27条(利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他、公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、本サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、当社所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

第28条(保守等によるサービスの中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 第29条の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - (5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を検知した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、可能な場合あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常予想外の通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第29条(データ等の削除)

1. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社がサービスごとに定める所定の期間又は量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、いかなる責任も負いません。

第30条(契約者への要求等)

1. 当社は、契約者による本サービスの利用が第24条の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関して第三者から当社に対してクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第24条の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求すること
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のため協議(裁判外紛争解決手続を含みます。)を行うよう

要求すること

- (3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求すること
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置くこと
 - (5) 契約者へ事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を講ずること
 - (6) 第33条に基づき本サービスの提供を停止又は利用契約を解除すること
 - (7) 第10条に基づき利用契約の解約
2. 前項の措置は第23条に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 契約者は、第1項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第1項に従った措置を行ったことで契約者に生じた結果について、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第31条(提供の停止及び利用契約の解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金の支払いがない場合
 - (2) 本サービスの利用料金が、当社指定の口座に入金が確認出来なかった場合
 - (3) 契約者に対する破産等の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (4) 契約者による本サービスの利用が第24条の各号のいずれかに該当し、又は該当する虞があると当社が判断し、前条第1号及び第2号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (5) 契約者が、差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けた場合、若しくはそれらの虞がある場合
 - (6) 契約者が、会社更生手続きの開始、民事再生、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生の開始、会社更生手続きの開始若しくは破産の申し立てをした場合、若しくはそれらの虞がある場合
 - (7) 解散決議をした場合
 - (8) 支払停止、若しくは支払い不能に陥った場合、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けた場合
 - (9) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めた場合
 - (10) 契約者が個人の場合は契約者が、契約者が事業者の場合は役員又は幹部社員が、民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含みます。）となり、当社に不利益を与えた場合、又はその虞がある場合
 - (11) 死亡した場合
 - (12) 契約者が法令に反する行為を行った場合、過去に同様の行為を行っていたことが判明した場合、又はそれらの虞がある場合
 - (13) 当社が契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断した場合
 - (14) 当社からの連絡が不通となった場合その他契約者が本約款の規定に違反する虞があると当社が判断した場合、又は違反した場合
 - (15) 前各号のほか契約者が本約款に違反した場合、又は違反する虞があると当社が判断した場合
 - (16) その他、契約者の責に帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、又はきたす虞が生じた場合
2. 3. 契約者が、本サービスの利用料金その他の本サービスの利用に関連して当社に対して負う債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の各支払期日の翌日から完済の日に至るまでの年14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）による遅延損害金を支払うものと

します。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。なお、当該支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

4. 契約者は、本条第 1 項に定める各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第 3 2 条(本サービスの廃止)

1. 当社は、自社または電気通信事業者の都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 本サービスの提供が当社及び電気通信事業者間の契約解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前二項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。但し、緊急やむを得ない場合又は電気通信事業者都合により本サービスの全部又は一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 前各項の場合、第 1 9 条の場合を除き、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第 8 章 損害賠償

第 3 3 条(損害賠償の制限)

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信において著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み、以下、本条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して 72 時間以上その状態が連続した場合に限り、契約者に対する損害賠償の責を負うこととします。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る別紙料金表に規定された料金を損害とみなし、その額に限って賠償することとします。
3. 前項の規定に拘らず、本サービスが電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者による本サービスの利用が不能となったことにより損害が生じた場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は当該損害と直接かつ現実の通常範囲において契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
4. 前項において、損害賠償の対象となる契約者が複数ある場合、各契約者への賠償金額は、当社が電気通信事業者より受領する損害賠償額を各契約者の利用不能日数に応じた金額で比例配分した金額とします。

第 3 4 条(免責)

1. 当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を除き、賠償の責任を一切負わないものとします。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性、その他契約者による本サービスの利用についての一切を保証しないものとし、本サービスの利用に基づき契約者が損害を被った場合でも、その損害が当社の故意又は重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、又は契約者が第三者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます。)し、又は第三者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責

任を負わないものとします。

5. 当社が提供する通信端末を利用して契約者所有のパソコンにソフトウェアまたはハードウェアの動作不良等不具合が生じて、当社は一切その責任を負わないものとします。
6. 以下の各号に定める事象に起因する接続不具合が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。
 - (1) 契約者等の、機器の取扱や使用方法に起因する接続不具合
 - (2) 契約者保有機器等の仕様、操作、設定、機器の互換性等に起因する接続不具合
 - (3) 通信会社、接続事業者およびアプリケーション提供元等の都合に起因する接続不具合
 - (4) 契約者等がモバイル通信機器等を使用する際の周囲の地形、建物等の障害物およびレーダー、家電製品等の電波干渉の影響に起因する接続不具合
 - (5) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (7) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) 天災地変等の不可抗力に起因する接続不具合
 - (11) その他、当社の責に依らない事由に起因する接続不具合

第35条(責任限定)

1. 第16条、第35条、第36条以外の場合において、当社の責に帰すべき事由により契約者等に損害を与えた場合、契約者に対する損害賠償は当社の受領した利用料金の過去1年間分の範囲内で行うものとし、代替の通信手段の担保、当該代替通信手段の費用負担、逸失利益等の特別な損害、およびその他損害の賠償は、一切行わないものとします。
2. 本サービスにおけるモバイル通信機器等の接続不具合にかかる責任範囲は、当社が提供するモバイル通信機器等の故障に起因する不具合に限るものとします。なお故障の判断は、当社が機器検証後故障と判断をした場合のみとします。

第9章 雑則

第36条(権利義務・契約上の地位の譲渡の禁止等)

1. 契約者は、本サービスの利用に関する権利・義務及び契約者の契約上の地位につき、当社の事前承諾を得ることなく、第三者に対し、譲渡、貸与、担保の設定、その他の処分を行ってはなりません。
2. 契約者は、本サービスの契約上の地位の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、その承諾を当社に請求しなければなりません。
3. 当社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに契約者情報等その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、当該事業譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第37条(反社会的勢力の排除)

1. 当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに類する反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます)との関係を遮断しており、当社サービスの利用および申込みをお断りしております。このため、契約者および利用者は反社会的勢力等でないことを表明および確約したうえで利用できるものとします。
2. 契約者および利用者が反社会的勢力等であると当社が判断した場合は、当社は、契約者に対する何ら通知または催告を要することなく直ちに当社サービスの利用および申込みの全部または一部を解

除することができるものとします。

3. 契約者および利用者が反社会的勢力等であることが判明した場合、当社および当社と関係のある取引先等が当社サービスの利用および申込みの全部または一部の解除により発生した損害について、損害賠償を請求することができるものとします。

第38条(合意管轄裁判所)

契約者は、本約款及び利用契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第39条(本約款・本サービスの変更等)

1. 当社は、契約者の事前の通知または承諾を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本約款又は本サービスの内容の全部または一部を変更、追加又は廃止することができます。
2. 当社は、前項に基づき本約款又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本約款又は本サービスの内容を契約者に対して第3条に基づく通知又は告知等当社が指定する方法により通知するものとします。
3. 本約款又は本サービスの内容の変更がなされた場合、当社が定めた変更日以降、当該変更後の本約款又は本サービスの内容が適用されるものとします。

第40条(分離可能性)

本約款の規定の一部が無効又は執行不能であるとされた場合でも、本約款の全体の有効性には影響がないものとし、当該無効又は執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとし、本約款のその他の規定は有効に存続するものとします。

第41条(準拠法)

本約款及び利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

付則

制定日：令和7年5月28日

改定日：令和8年3月20日

※当社は、令和8年3月20日をもって、株式会社オービットから本サービスの提供に関する事業を譲り受け、本約款並びに契約者との利用契約上の地位及び権利義務を承継いたしました。

別紙

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が利用契約に基づき支払う利用料金のうち、基本使用料等（基本使用料、容量追加料金を指します。）は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。利用開始日の属する月（以下「契約開始月」といいます。）の基本使用料の計算方法は、料金表に定めるところによるものとします。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信またはセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

- 2 当社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、本サービスの料金について、以下の支払期日までに支払うものとします。この場合において、契約者は、その料金について、当社が指定する方法により支払うものとします。なお、以下に記載のない項目、または、別段の定めがある場合については、当社所定の支払期日または別途定める支払期日までに支払うものとします。

項目	支払期日
基本使用料	当月末日締め、翌月末日払い
容量追加料金	当月末日締め、翌月末日払い
各種事務手数料	当月末日締め、翌月末日払い
契約解除料	当月末日締め、翌月末日払い

- 6 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

(消費税等相当額の加算)

- 7 料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税等相当額を加算した額とします。

料金表 第1表

表記の金額は特に記載のある場合を除きすべて税込です。

第1 基本使用料

プラン名	単位	基本使用料月額
NeObit Secure Line 1GB プラン	1 契約ごとに	4,378 円
NeObit Secure Line 3GB プラン	1 契約ごとに	5,478 円

- ※ 契約者は、いずれかの料金プランを選択するものとします。
- ※ 契約開始月を1ヶ月目とし、契約開始月の基本使用料については、利用開始日が月中である場合においても日割計算を行わず、契約者は1ヶ月分の基本使用料を支払うものとします。
- ※ 利用契約が終了した場合、当該終了した日（以下「契約終了日」といいます。）が属する月の基本使用料については、契約終了日が月中である場合においても日割計算を行わず、契約者は1ヶ月分の基本使用料を支払うものとします。
- ※ NeObit Secure Line は CloudSIM 技術を活用したプランになります。
※Cloud SIM テクノロジーは、uCloudlink 社による開発・特許取得技術になります。

第2 容量追加料金

1 適用

容量超過に関する概要	
容量超過時の対応	月間の通信データ量について、プランごとの最大容量に達した場合、自動で1GBの通信容量が追加されます。

2 料金額

容量追加料金	単位	料金額
	1GB あたり	440 円

- ※ 上限はなく、自動的に課金いたします。

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用				
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"><thead><tr><th>料金種別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 登録事務手数料</td><td>契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	料金種別	内容	ア 登録事務手数料
料金種別	内容			
ア 登録事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			
(2) 手続きに関する料金の減免	当社は、(1)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。			

2 料金額

1 契約ごと 3,300 円

第4 契約解除料

本サービスを、契約開始月を1ヶ月目としてプランごとに以下に定める期間（以下「最低利用期間」といいます）内に終了した場合、契約者は、以下に定める契約解除料の支払いを要します。

1 適用

解約に関する料金の適用					
(1) 解約に関する料金の種別	解約に関する料金は、次のとおりとします。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約解除料</td> <td>最低利用期間内での解約時に発生する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約解除料	最低利用期間内での解約時に発生する料金
	料金種別	内容			
契約解除料	最低利用期間内での解約時に発生する料金				

2 料金額

法人プラン	単位	最低利用期間	契約解除料 (不課税)
NeObit Secure Line 1GB プラン	1 契約ごと	24 ヶ月間	4,378 円
NeObit Secure Line 3GB プラン	1 契約ごと	24 ヶ月間	5,478 円

以上